２０２５／０１／２３　１２：０３　現在の情報です。

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１３年２月２１日	不動産番号	４１０１０００１２２６４
地図番号	余　白	筆界特定	余　白	

所在		
	山本郡八竜町大口字上の沢	余　白
	山本郡三種町大口字上の沢	平成１８年３月２０日行政区画変更 平成１８年４月６日登記

①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
２３番２	畑	２３： ：	２３番から分筆 〔昭和５７年２月２２日〕
余　白	余　白	余　白 ： ： ：	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年２月２１日

権　利　部　（甲　区）　（所　有　権　に　関　す　る　事　項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成１年３月１日 第２０２１号	原因　平成１年２月９日譲与 所有者　山　本　郡　八　竜　町 順位３番の登記を移記
	余　白	余　白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年２月２１日
2	所有権移転	令和５年１２月７日 第６４２５号	原因　平成１８年３月２０日合併による承継 所有者　山　本　郡　三　種　町

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。